

平成23年12月15日
日本身体障害者水泳連盟

IPC ライセンス登録国内手続き規程

(目的)

- 1、日本身体障害者水泳連盟（以下「JSFD」と言う）登録会員であって、2009年1月から国際パラリンピック委員会（以下「IPC」と言う）によって定められたIPCライセンスプログラムに基づいて、国際競技選手として登録しようとする選手の手続きなどを定める

(対象者)

- 2、IPCライセンス登録の対象となる選手は次のとおりとする。
 - (1) 強化指定選手規程等に基づく指定選手
 - (2) IPC公認の競技会で競技をし、そのリザルトをIPC公認記録としてIPCランキングに掲載を望む選手
(注) 国際クラスを所持し、そのステータスがRかC（C=従来のPまたはPP）でないに掲載されません。
 - (3) IPC公認クラス分け委員によるクラス分けを受検し国際クラスを得ようとする選手
 - (4) その他、JSFD「IPCライセンス登録審査委員会」の指定する選手

(提出書類と許可)

- 3、IPCライセンス登録をしようとする選手は、JSFD「IPCライセンス登録審査委員会」に次の書類を提出し許可を受けなければならない
 - (1) IPCライセンス登録国内手続き申請書
 - (2) IPC ELIGIBILITY CODE FORM ATHLETE
 - (3) パスポートの写し
 - (4) パスポートサイズの顔写真 1枚
 - (5) 自己紹介票

(提出時期及び期限)

- 4、提出時期及び期限については、その都度定め、ホームページなどで知らせる

(費用)

- 5、許可を受けたものはIPCライセンス登録にかかる委員会で定める費用を指定する期日までに納めなければならない。

(IPCライセンス登録審査委員会)

- 6、JSFD技術委員会内にIPCライセンス登録審査委員会（以下「審査委員会」と言う）を設置する。委員会の構成は次のとおりとし、選手から提出された申請書類の審査及び許

可、登録手続きを行う。

委員長 1名（技術委員長を充てる）

副委員長 2名（技術副委員長を充てる）

委員 3名（技術委員を充てる）

計 6名

（登録した選手の責務）

7、登録した選手は、IPC公認クラス分けを受検した場合や国際大会などに出場した場合、その結果などを審査委員会に報告しなければならない。

平成21年2月15日制定

付則 この規定は平成21年1月から適用する。

附則 平成21年3月25日一部変更

附則 平成23年2月12日

名称変更（国際競技選手登録規定→IPCライセンス登録規定）

附則 平成23年12月15日 字句修正

規程4で定める期日について

2009年登録については、2009年3月24日までに下記へ提出したものを対象とする。なおIPCの説明では、2009年登録有効期間は登録が受理された後、登録発行日から2009年12月31日までとなっている。

提出先

〒546-0034 大阪市東住吉区长居公園1-32

大阪市長居障害者スポーツセンター気付

日本身体障害者水泳連盟

小西 暢子

規程5で定める登録費用は

登録手続き諸費用を含む登録費用とし、登録毎に3000円とする

（国際大会強化指定選手、育成選手などは一括して徴収するので注意すること）

許可後1週間以内に所定の口座に振り込むこと、振込みが無ければ登録はしない。

登録手続きについての問い合わせ先

日本身体障害者水泳連盟技術委員

峰村 史世

メール jsfd_maslbnyk@yahoo.co.jp

（メール以外での問い合わせは受付できませんのでご了承下さい）